



令和 6 年 10 月 11 日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害についての激甚災害及びこれ に対し適用すべき措置の指定見込みについて（第 2 回）

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

※令和 6 年 10 月 5 日に「令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表しておりますが、その後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の進展により適用措置、地域が追加で判明したことから第 2 回として追加公表するものです。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

令和6年9月20日からの大雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和6年9月20日からの大雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

：追加指定する見込みとなった適用措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ）

③ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。

④ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑤ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	石川県輪島市 わじまし

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和6年9月20日から大雨による災害)

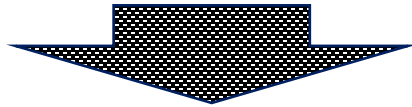
(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式

(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

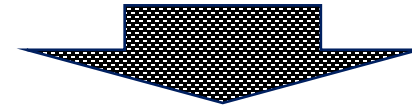
(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象

○自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ

○補助率
農地 86%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.0%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率を嵩上げ
農地 86% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和6年9月20日から大雨による災害)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<通常の時災害時の措置>

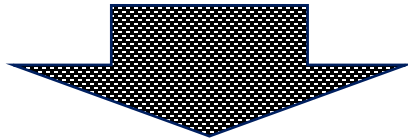
○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円（普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内）
信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険の
てん補率（損失に対し保険金を支払う割合）:70～80%、保険料率:0.25～1.69%
+

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円（普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内）
てん補率:80%、保険料率:0.41%



<激甚災害指定時の措置>

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

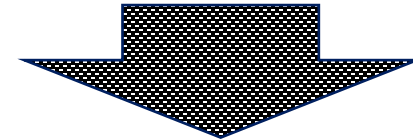
【災害関係保証】

最大2.8億円（普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内）
てん補率:80%、保険料率:0.41%

(第16条) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

<通常の時災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○特定地方公共団体が設置する公立の公民館、図書館、体育館等の災害復旧事業に要する経費の2/3を補助

○復旧事業費が60万円以上のものに補助(令第34条)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

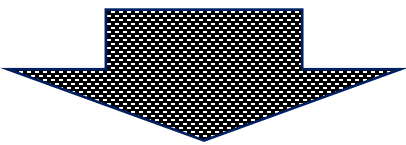
激甚災害指定により適用される措置の概要③

(令和6年9月20日から大雨による災害)

(第17条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○私立の学校の災害復旧事業に要する経費の1/2を補助

○以下の建物等に補助(令第36条及び37条)

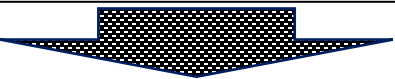
- ・ 工事費/児童等の数 ≥ 750円
- ・ かつ、一の私立学校施設あたり次のとおり以上のもの
 - ・ 幼稚園 60万円
 - ・ 高等学校 210万円
 - ・ 特別支援学校 90万円
 - ・ 短期大学 240万円
 - ・ 小学校、中学校 150万円
 - ・ 大学 300万円

【参考】法第3・4条局激適用の災害にあつては、補助率2/5以内(予算補助)
※局激適用区域内にある私立学校が対象(私立学校施設整備費補助金)

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入
 - 一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置
 - 【公共土木施設、公立学校施設】
⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%(財政力補正)
 - 【農林漁業施設】
⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%(財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

- 国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)
- 小災害復旧事業債に係る地方財政措置
 - 【公共土木施設】
(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満
 - 【公立学校施設】
1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0%(財政力補正)
 - 【農地、農業用施設、林道】
1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)
※特に被害の著しい区域の場合
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。